

平成 18 年 2 月 8 日
農林水産省

第9回コイヘルペスウイルス病に関する技術検討会の概要について

1. 日時 平成 18 年 2 月 7 日（火曜日）14 時 00 分～16 時 35 分
2. 場所 農林水産省日本郵政公社内共用会議室 E
3. 概要

（1）現状報告について

[1] 農林水産省から、最近のコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生状況等について報告を行った。

（ア）平成 17 年の KHV 感染コイの発見件数は 310 件となり、前年（910 件）に比べて約 3 分の 1 に減少したが、今後の水温上昇期に向け、引き続き警戒が必要である。

（イ）養殖場での KHV 病発生経営体数は平成 17 年は 29 経営体と前年の 34 経営体に比べて減少しているが、このうち錦ごい養殖場については、前年に比べて大幅に増加した。

（ウ）平成 16 年 5、6 月に大量死があった琵琶湖、鶴見川、多摩川、筑後川等については、その後は新たな大量死は発生していない。

[2] 農林水産省から、水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律の施行後の水産防疫措置が報告された。

（2）試験・研究について

（独）水産総合研究センター養殖研究所から、KHV 病の診断・防疫技術の開発研究のこれまでの研究成果と今後の計画について説明があり、得られた成果により、消毒方法についての知見等現場への普及に移しうる成果については、都道府県の水産試験場等で構成する KHV 病研究会等を通じ速やかに普及を図ることとされた。

また、全国の都道府県は KHV 病診断技術の精度を確保するため、本年 4 月に、KHV 病診断技術認定テストを養殖研究所が実施することとされた。

（3）まん延防止措置について

我が国のコイ漁業・養殖業等への影響を最小限にするためには、今後とも新たな水域への KHV の拡散を可能な限り防止すべきであり、これまでにとられてきたまん延防止措置（特別の監視体制、養殖場における自衛措置及び感染ゴイの処分、感染ゴイが確認された天然水域におけるコイの持ち出し禁止措置、一般人に対するコイの移動についての注意等）を本年も継続すべきことが確認された。

（4）その他

次回検討会は、必要に応じて開催することとされた。

- ・ 配布資料一覧

— お問い合わせ先 —

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

水産安全室長 大石 浩平

課長補佐 石塚 浩一

電話：03-3502-8111(内線 3180、3181)

直通：03-3502-8098